

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 預り金総括表の未作成について【和陽園】 (報告書 P130)</p> <p>和陽園において、利用者から預かる金銭等に対して、要綱第5条に基づき、諸帳簿を作成することが規定されているが、同条に規定されている預り金総括表（様式1）が作成されていない。</p> <p>預り金総括表は、利用者が和陽園に預けている金銭等を網羅的に把握する表であり、当該総括表が作成されないと、利用者から預かった金銭等に関して、網羅的に管理することができない。</p> <p>ここで、和陽園においては、利用者から現金及び預金を預かっていることから、利用者から預かった現金に関しても預り金総括表で管理する必要がある。</p> <p>しかし、現行の預り金総括表（様式1）においては、現金に関して独立して記載する欄が設けられていないため、その他の欄において記載することになる。また、利用者から預かる預金においては、千葉銀行以外の預金も存在することから、千葉銀行以外の預金はその他の欄において記載することになる。このように、現行の預り金総括表（様式1）において設けられている記載項目では、現金と預金が同一の欄に記載されることになり、利用者から預かる金銭等を管理するにあたり煩雑となる。</p> <p>更に、現行の預り金総括表（様式1）では、ある一定の時期における利用者が和陽園に預けている金銭等の残高を記載する表となっていることから、仮に、異常な取引が行われていたとしてもその異常性を発見することができない。具体的には、</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」を改正し、「預り金総括表」を「個別預り金年度合計報告書」に改め、入金・出金額等の記入欄を設けることにより、取引額を把握できるようにした。また、同報告書には、現金の記入欄を設け、あわせて千葉銀行以外の預金についても記載し把握することができるよう様式を改めることにより、金銭等を網羅的に把握できるようにした。</p> <p>なお、新たな要綱に基づき、平成28年12月から、同報告書を作成している。</p>

ある利用者の口座で多額の引出が不正に実施されていたとしても、その口座のおおよその残高を把握していなければ、不正に引き出された後の残高について異常性を発見できないということである。

要綱第5条に規定されている預り金総括表を作成されたい。

預り金総括表（様式1）については、利用者から預かった金銭等を網羅的に管理できるよう、その記載項目について現金の項目を追加されたい。